

参考表 第四表 実質個人消費支出

項目	年次 基準時 昭9~11年	27年		28年	
		曆年	年度	曆年	年度
1 個人消費支出	(10億円) 11.0	3,587.3	3,762.9	4,291.4	4,415.1
2 (同上指數)	(1.0)	(326.1)	(342.1)	(390.1)	(401.4)
3 (同上対前年比)	(-)	(-)	(-)	(119.6)	(117.3)
4 総人口	(1,000人) 68,647	85,483	85,792	86,683	86,975
5 一人当名目個人消費支出 (1÷4)	160	41,965	43,861	49,507	50,763
6 (同上指數)	(1.0)	(262.3)	(274.1)	(309.4)	(317.3)
7 (同上対前年比)	(-)	(-)	(-)	(118.0)	(115.7)
8 物価指數	1.0	273.5	275.3	289.1	295.1
9 実質個人消費支出 (1÷8)	(10億円) 11.0	13.1	13.7	14.8	15.0
10 (同上指數)	(100.0)	(119.1)	(124.5)	(134.5)	(136.4)
11 (同上対前年比)	(-)	(-)	(-)	(113.0)	(109.5)
12 一人当実質個人消費支出 (5÷8)	(円) 160	153	159	171	172
13 (同上指數)	(100.0)	(95.6)	(99.4)	(106.9)	(107.5)
14 (同上対前年比)	(-)	(-)	(-)	(111.8)	(108.2)

### 第三 推計方法

#### (附) 27年度推計の改訂について

以下に、第二統計諸表に示された昭和28年度における国民所得の主要系列について、その推計方法を概説する。なお、27年度の推計を改訂した主要部分についても最後にその概略を説明した。

今回の推計で概念上変更された主要なものは次の諸点である。

- (1) 分配国民所得の関係では次の三点があげられる。
  - (i) 従来、赤字公債利子については、一部、官公事業剩余等、個人利子所得などから、それぞれ見合分を控除していたが、これはあらたに推計した消費者負債利子とともに、「政府と消費者の負債利子」という項目を新に設けて、これらの利子を含む右の項目以外の総計から一括して差引くこととした。
  - (ii) 従来、地方自治団体の公営事業の剩余は、基礎資料の関係で推計していなかつたが、今回これを新に加えることとした。また、政府機関(開銀、輸出入銀行及び国民金融、住宅金融、農林漁業、中小企業金融の諸公庫)をも官公事業とみなすこととした。
  - (iii) 個人賃貸料所得の構成項目は、従来は、田畠小作料、宅地地代、家賃所得の三項目であったが、今回から、宅地地代と家賃所得は合計して表わし、従来推計していなかつた賃貸料、すなわち個人が無体財産権(特許権、営業権など)を所有し、これを他に賃貸することによつて得る所得を「その他」の項目としてあらたに加えることとした。
- (2) 国民総支出の関係では、次の点が主要な変更である。  
すなわち、今回の推計では、政府の財貨サービスの購入から円払防衛分担金、終戦処理費、安全保障費等を控除したから、その分だけ経常海外余剰(今までこれを海外純投資と呼んでいた)が、従来よりふえる結果となつた。
- (3) 国民経済計算の関係では、その方式はほぼ従来どおりであるが、今回、政

府勘定、個人勘定の支払側にそれぞれ海外への純支出（資本純贈与）、海外への純送金という一方的移転支出項目をあらたにたてたが、これらの項目は当然海外勘定にあらわれるため、従来貯蓄投資勘定の貯蓄側に計上されていた経常海外余剰（従来は海外純投資として控除項目となっていた）は国際收支差にあらためることとした。

次に、推計方法を改訂した項目は、分配国民所得では、勤労所得の重役俸給、並びに日雇の賃金、個人賃貸料所得の宅地地代家賃所得、及び法人所得である。また国民総支出では個人消費支出の一部について若干あらためた。なお、これらの改正の理由及び方法については、以下に説明する。

#### (+) 国民総生産費

##### (1) 分配国民所得

分配国民所得とは、一国内の居住者の一定期間における生産活動によつて発生し、生産諸要素に帰属した現金及び現物の所得の総額である。

##### (A) 勤労所得

賃金俸給所得とその他の被傭者報酬とからなり、前者は常雇日雇をとわず、雇傭契約によつて被傭者の地位にある人々の賃金俸給（重役俸給を除く）所得で、臨時の給与、賞与、現物給与等を含み、後者は重役報給、社会保険料の雇主負担分、議員才費、チップ等のほかに、被傭者が兼業として受取る勤労所得などからなる。これらの所得は所得税控除前のものである。

###### (a) 賃金俸給所得

(i) 農林水産業 農業は農林省調「農家経済調査」により、全国平均一戸当たりの農業所得に対する雇傭労賃の比率を求め、これを後述の農業個人業主所得に乗じて算出した。

林業は28暦年推計により推計済みの28年10～12月分を基準とし、林野庁調「生産数量」と農林省調「農村物価賃金調査」の山林労働賃金との傾向により29年1～3月分を延長推計し、28年4～12月分に加えた。

水産業も林業と同様の方法で推計したが、この場合の延長指数は、農林省調「漁家経済調査」の一戸当たり平均雇傭労賃に漁家数を乗じ、これに大蔵省調「法人企業統計季報」による水産業法人従業員給与額を加えたものの傾向によつた。

(ii) 農林水以外の産業 各産業毎に常雇日雇別一人当たり平均賃金にそれぞれの被傭者数を乗じて算出した。なお、常雇の所得額中には重役の俸給が含まれるので後述の重役俸給を控除した。

###### (I) 一人当たり賃金

(i) 鉱業、建設業、製造業、卸小売業、金融保険不動産業及び運輸通信その他の公益事業については次の通りである。

常雇職員労務者については、労働省調「毎月勤労統計」（以下「毎勤」という）の一人当たり平均現金給与額を基礎とし、同省調「給与構成調査（25年）」によつて現物給与額を補正し、国税庁調「民間給与実態調査」によつて規模修正した。

日雇労務者については、「毎勤」より求めた臨時及び日雇労働者一人一日当たり平均現金給与額を、前述国税庁資料で規模修正し、これに統計局調「労働力調査」を基礎として求めた各産業別の1ヶ月当たり稼働日数を乗じた。

なお、建設業の日雇労務者のみについては労働省調「屋外労務者職業別賃金調査」より一日当たり平均賃金手取額と一ヶ月当たり平均労働日数を求めて月額を推計した。但し、この調査は28年5月分以降がないため「毎勤」の建設業の臨時及び日雇労働者一人一日当たり平均現金給与額の傾向で同調査を延長した。

(ii) サービス業 前述国税庁資料より求めた卸小売業に対するサービス業の賃金較差を(i)で求めた卸小売業の常雇の一人当たり賃金と日雇の一人一日当たり平均賃金に乘じて常用の一人当たり賃金と日雇の一人一日当たり平均賃金を求め、さらに日雇については(i)と同じく「労働力調査」を基礎として求めた稼働日数

を乗じた。

(iii) 公務 国家公務員（人事院調）、地方公務員（自治庁調）、駐留軍労務者（調達庁調）別に一人当たり平均賃金を求め、国家及び地方公務員の就業者数のウェイト（「25年国勢調査」）により公務員の平均賃金を算出し、さらに公務員と駐留軍労務者の就業者数のウェイト（「労働力調査」）により公務一本の平均賃金を算出した。日雇労務者については国家公務員人件費の予算単価によつた。

## (II) 被傭者数

27年度と同様の方法により「25年国勢調査10%集計結果表」を基礎にし、「労働力調査」の傾向によつて延長推計した。

まず、就業者（個人業主及び被傭者）の総数については、「労働力調査」各月の就業者総数に25年9月「労働力調査」と「25年国勢調査」との就業者総数の較差を乗じて推計した。

次に上記の就業者総数の産業別、地位別分割は次のようにして行つた。

- (a) 「25年国勢調査」と25年9月の「労働力調査」との産業別、地位別就業者数の較差を求め、
- (b) 毎月の「労働力調査」の産業別、地位別就業者数に上記の較差をそれぞれ乗じ、
- (c) (b)の産業別、地位別就業者数を合計しこの合計値に対する各産業別、地位別就業者数の構成比を求め、
- (d) 上記の構成比を就業者総数に乗じて、産業別、地位別就業者数を求めた。

なお、被傭者の常傭、日雇別の分割は、上述の産業別、地位別分割に準じて行つた。

以上のようにして求めた常傭の中には、常勤重役が含まれているから、後述重役俸給の項で求めた産業別（公務を除く）の常

勤重役数を控除した。

## (b) その他の被傭者報酬

(i) 兼業 統計局調「家計調査」より勤労者世帯の世帯主の本業収入に対する副業収入の割合を求め、これを農林水以外の産業の勤労所得に乗じて算出した。

## (ii) その他

(i) 重役俸給 常勤重役一人当たり平均給与に重役数を乗じて求めた。

一人当たり平均給与は、先に求めた各産業別常傭一人当たり平均賃金に、大蔵省調「法人企業統計」季報及び年報より求めた各産業別一人当たり常勤役員と常傭従業者との平均給与に対する常勤役員給与の較差を乗じて求めた。重役数は、同年報における産業別の常勤役員数をそのままとつた。

金融保険業については、較差は卸小売業のものを適用し、重役数は「民間給与実態調査」より卸小売業に対する金融保険不動産業の役員数の比率を求め、これを前記のようにして算出した卸小売業の常勤重役数に乗じて求めた。

(ii) 社会保険料傭主負担分 決算書より各社会保険の保険料収入の収納済額を求め、これに各傭主負担分の比率を乗じて推計した。但し共済組合は決算額が得られないので「国家公務員共済組合事業報告書」の被傭者負担分の伸びにより延長推計した。

(iii) チップ 昭和25年度について、卸小売業及びサービス業についてのチップと勤労所得との比率を求め、これを28年度の卸小売業及びサービス業の勤労所得額に乗じて推計した。

(iv) 才費 国会議員については、衆参両院会計課調による。都道府県市町村会議員については、自治庁調の決算見込額によつた。

## (B) 個人業主所得

この所得は、個人が企業の主体となり、家族や被傭者の労働を使って企業を運営して得た所得であるが、その実質は、企業としての利潤と企業主及びその家族の労働に対する勤労所得との混合所得である。

(a) 農林水産業 農業は、27、28年度について農林省調「農家経済調査」より求めた全国平均農家一戸当たり平均所得と同省調「農業動態調査」より求めた農業事業体名簿による農家戸数との総合の傾向により、27年度から延長推計した。

林業は、28暦年推計において既に求めた28年10～12月の林業個人業主所得を基礎とし、生産、物価の総合指数により29年1～3月を推計し、28年4～12月分に加えて28年度とした。

水産業も林業と同様の方法により、総合指数は漁獲量と魚価指数の総合指数によつた。

(b) 農林水以外の産業 産業別個人業主数に、各産業一人当たり平均所得を乗じて算出した。

個人業主数については、農林水以外の各産業の勤労所得の推計における被傭者数の推計と同様の方法で求めた。

一人当たり平均所得は、製造業と卸小売業については、まず統計局調「個人商工業経済調査」の従業員規模別一人当たり所得を、「労働力調査」の規模別従業員数によって加重平均して全規模一人当たり平均所得を算出し（この場合短時間就業者について既に発表した27年度推計と同様の調整を加えた）、次に「個人商工業経済調査」では減価償却費を所得から控除していないから、この点を「法人企業統計年報」より資本金200万円未満の法人の売上高に対する減価償却費の比率によって調整し、さらに「個人商工業経済調査」は特定都市のみを調査対象としているから、国税庁調「所得種類別表」における全国一人当たり所得と調査都市のそれとの比率により調整した。なお、これらの人当たり所得は、次に述べる製造業及び卸小売業以外の産業の一人当たり所得を算出するため、「個人商工業経済調査」の各四

半期別の所得と業主数の傾向により、四半期別に分割して、28暦年分の一人当たり所得を計算した。

製造業及び卸小売業以外の産業については、今回から次のように改訂した。すなわち「所得種類別表」から産業別一人当たり所得を求め、鉱業及び建設業についてはその製造業に対する比率を、金融不動産業、運輸通信その他の公益事業及びサービス業についてはその卸小売業に対する比率を、それぞれさきに推計した製造業及び卸小売業の28暦年分の一人当たり所得に乗じて暦年分の所得を求め、これと次に述べる指標の傾向によつて29年1～3月分を延長推計して28年度分の所得を求めた。これは、「所得種類別表」は暦年分の所得を集計しているためである。

利用した指標は次の通りである。

鉱業については日銀調「卸売物価指数(燃料)」及び経審調「産業活動指数(鉱業)」の総合指標、建設業については建設省調「建築動態統計」中「木造工事予定額調」、運輸通信及びその他の公益事業については運輸省調「民営貨物輸送量調」、金融不動産業については個人消費支出中の帰属利子の傾向、サービス業については経審調「個人サービス業経済調査」の傾向である。

(c) 内職 統計局調「家計調査」より勤労者世帯主の本業収入に対する内職収入の割合を求め、これを農林水産業以外の勤労所得に乗じて求めた。

#### (C) 個人賃貸料所得

この所得は、個人が所有する不動産の賃貸から生ずる所得であるが、不動産の賃貸を業とする個人業主の所得は不動産業として個人業主所得に含まれるから、本項からは除外してある。

また自己の消費用に使用する不動産の地代家賃は、本項に評価計上したが、自己の営業用に使用している不動産の地代家賃は、個人業主所得の一部を構成するものとして本項には含まれない。従来は、田畠小作料、宅地地代及び家賃の所得のみが計上されていたが、今回か

ら個人が所有する特許権、著作権等に基く所得も計上することとした。

なお本項の所得は、賃貸料の総額から、減価償却費、修繕費、固定資産税等の費用を控除した純額である。

(a) 田畠小作料 効銀調「田畠別、反当り小作料」から反当り平均固定資産税を控除したものに、それぞれ田畠別小作地面積（農林省調「24年農地センサス」による計数を基礎として、農林省調「農地問題に関する統計資料」から、その後の小作地増減を調整した）を乗じて推計した。

(b) 宅地地代及び家賃 今回から宅地地代及び家賃は、家賃一本にまとめて計算することとした。これは28年に行われた統計局調「住宅統計調査」で地代を含めた家賃が求められるようになったからである。

以下宅地地代及び家賃を単に家賃と称する。

(i) 総家賃 総家賃は、坪当り家賃に住宅面積を乗じて算出した。

(I) 坪当り家賃 統計局調「28年住宅統計調査」より、一畳当たり家賃を求め、次に「25年国勢調査」と税務統計の「家屋税率表」との対比によって、坪当りへの換算率を求め、両者を乗じて一坪当り家賃を算出し、これに、自治府調「家屋平均価額、総床面積、総価額一覧」から求めた「28年住宅統計調査」の調査対象都市の家屋平均決定価額に対する全国のその較差を乗じて全国分を推計した。

(II) 住宅面積 28年についての自治府調「家屋総床面積」に、さきに推計済の昭和25年度家屋総床面積とこれより法人所有分及び個人自己所有営業用分を控除した家屋床面積との比率を乗じて求めた。

(ii) 純家賃 建設省調「昭和28年度家賃実態調査結果抄報」より坪当り総平均の修繕料、火災保険料及び管理費の合計額を実際家賃

より差引いた額の実際家賃に対する比率を、さきに求めた総家賃に乗じて地代及びその他の諸経費込の所得を計算し、次に同調査から純平均減価償却費の実際家賃に対する割合を総家賃に乗じて計算した減価償却費及び自治府調の家屋坪当り平均決定価額に固定資産税の税率を乗じて計算した坪当り平均税額に住宅面積及び宅地の面積を乗じて求めた固定資産税を控除して純家賃とした。

(なお、宅地面積は、自治府調「土地家屋調査」から総宅地面積をとり、これから農漁家分を推計控除してその他の面積を算定し、次にこの面積から「22年宅地調査」における比率により法人所有分及び個人所有自己使用営業用分を控除し、さらにこれに「23年農家経済調査」と「25年世界農業センサス」を利用して推計した農家所有消費用宅地と、「24年漁業センサス」による漁家（專業及び賃労働兼業漁家）戸数に漁家一戸当り宅地面積（農家の消費用と同一とみなした）を乗じて求めた漁家宅地とを加えて推計した)

(c) その他 個人が、その所有する特許権、著作権、借地権、鉱業権、電話加入権、営業権等の無体財産権の使用料として得る所得である。

大蔵省調「27年法人企業統計年報」により、無形固定資産価額と附加価値の割合等を参考にして国民所得総額から国内無形固定資産総額を推計し、これから法人所有の国内無形固定資産価額を差引いて個人所有の国内無形固定資産額を求め、他方「昭和27年度国税庁統計年報書」の「富裕財産価額種類別表」の無体財産評価額から各無体財産別にその年に発生する所得を算出し、これに先に算出した個人所有の国内無形固定資産価額と富裕財産の無体財産評価額との割合を乗じ、これを「所得種類別表」の「不動産所得その他」の傾向値で延長推計した。

(D) 個人利子所得 個人が、政府と民間企業とから受取る貨幣利子及

び帰属利子からなる。但し、政府からの利子は公債利子のうち個人に支払われたもののみである。帰属利子とは、個人の預金者が、その預金の管理運用に伴つて無償で金融機関から受取たとみなされるサービスに見合う利子部分と生命保険会社によつて個人の勘定として留保された余裕金の投資運用からの投資収入とからなる。

なお、個人の受取る赤字公債の利子は、今回より本項に計上することとした。これは控除項目として政府と個人の消費者負債利子を計上することとしたためである。

(a) 貨幣利子 銀行、信託、相互、信金等各種金融機関の損益計算書から預貯金の支払利息を求め、これから個人法人別預貯金残高等を基礎として個人分の預金利子を推計した。

また、有価証券利息として、国債、事業債利子の個人分を計上した。

(b) 帰属利子

(i) 一般金融機関 一般金融機関の証券投資収入及び貸出収入から、預金、債権、信用金等に対する利息及び日銀からの借用金利鞘を控除したものに、個人、法人別預貯金残高等をもとにして求めた個人分の比率を乗じて個人分の帰属利子を推計した。

(ii) その他 大蔵省銀行局保険課の資料により、生命保険会社の損益計算書より投資収入を求め、これから支払利息を差引いた残額を個人分の帰属利子として推計した。

(E) 法人所得 法人所得は、内国普通法人及び内国特別法人の所得に、日銀の国庫納付金並びに外国法人の我国内における所得を加算したものである。

内国普通、特別法人の所得は、国税庁調「会社表」及び「特別法人表」における利益会社の利益金に、利益金から控除された繰越欠損金を加え、これに「法人企業統計調査」から求めた利益会社の利益金に対する損失会社の損失金の比率を乗じ損失会社の損失金を算出し、こ

れを控除した。なお、「会社表」及び「特別法人表」は各年2月～翌年1月までの所得を集計しているから、これを年度分へ調整し、さらに国税庁及び大蔵省の資料に基いて申告所得に対する更正決定による増加分、免除所得、減税措置による法人所得の減少分等についての調整を行つた。さらに非課税法人として上記の税務統計に集計されていない日本放送協会の所得を同協会調により加算した。

外国法人の我国内における所得は、大蔵省調により、外国法人の未分配利潤、利子、配当、著作権、フィルム賃貸料及び特許権使用料を計上した。日銀の国庫納付金は決算額によつた。

法人所得は、法人税、個人配当(重役賞与を含む)、法人未分配利潤から構成される。法人税は決算書より求めた。個人配当は「法人企業統計調査」の利益会社における配当及び重役賞与の利益金に対する比率を求め、これを上記税務統計から推計した普通、特別法人の利益会社の利益金に乗じて配当金及び重役賞与を算出したが、このうち配当金については、さらに、大蔵省調「株式分布状況調」より求めた個人所有分の比率で、個人受領分のみを推計した。未分配利潤は法人所得から法人税及び個人配当を控除したものである。政府受領の配当金は、官公事業剩余等として計上されるので、法人所得ないし個人配当からは除いた。

なお、開発銀行の利益及び国庫納付金は官公事業剩余等として別に計上することとなつたので、法人所得には計上しないこととした。

(F) 官公事業剩余等 「政府收入等」の官公事業剩余等の項参照

(G) 海外よりの純所得 「国民総支出」の「経常海外余剰」の項参照

(H) 政府と消費者の負債利子

政府の赤字公債利子と消費者の負債利子とは、生産に伴う所得とはみなされないから、これを分配国民所得に含めてはならない。従来の推計では、赤字公債利子については、一部、官公事業剩余等、個人利子所得などから、それぞれ見合分を控除していたが、今回から政府の

赤字国債利子のみならず国債以外の赤字公債利子及び新に推計した消費者負債利子をも含めた「政府と消費者の負債利子」という項目を新たに控除項目として設定することとした。

(a) 赤字公債利子 国債整理基金特別会計の支払済額、「地方財政概要」に基く公債利子額(決算額)から、国債、地方債の利子額を求め、これから企業会計とみなされるものの支払利子を控除した。

(b) 消費者負債利子 質屋及びその他の金融機関が消費者に消費資金を貸付で得た受取利子を推計したものである。

(i) 質屋の利息収入 公益質屋の利息収入は、厚生省調の実績から事業資金としての貸付部分を推計控除した27年度の推計額を基礎にして、勤労者世帯(全都市)の借入金と農家の負債利子との27年度から28年度への伸びを勤労者分を6、農家分を4で加重平均した総合指数によつて延長推計した。

民営質屋の利息収入は、警察庁調により1口当たり貸金額、1口当たり入賞期間、1口当たり利子を求め、これを相乗して年間1口当たり利息収入を算出し、これに貸金総口数を乗じて調査店舗全部の利息収入を計算し、これから店舗平均額を計算したものに全国質屋数を乗じて総額を推計した。しかし、これには事業資金としての貸付も含まれているから厚生省調「公益質屋職業別利用状況」を用いてこれを控除した。

(ii) 金融機関の利息収入 全国銀行、相互銀行、信用金庫、信用農協組別に推計した。

全国銀行については、日銀調「経済統計月報」から「業種別平均貸出残高のその他」を個人への消費資金の貸付とみなしてその年度分を求め、これに平均貸出利率を乗じて推計した。

相互銀行、信用金庫については、日銀調「本邦経済統計」から全国銀行の場合と同様に平均貸出残高を求め、これに平均貸出利率を乗じて推計した。信用農協組については、農協組貸出金平均残

高に、農林省調「農家資金動態調査」より、農家の農協組からの借入分中、個人消費資金に廻る部分の割合を求め、これを乗じて個人消費資金相当分を算出し、これに農協組の短期貸付金の平均貸付利率を乗じて推計した。

## (2) 調整項目

### (A) 資本減耗引当

資本減耗引当は、(a)減価償却費 (b)資本偶発損 (c)経常費としてあてられた資本的支出からなる。上記(b)及び(c)は時価ベースで評価されるが、(a)については農業以外は簿価によつている。

(a) 減価償却費 減価償却費は、官公事業、法人企業、個人企業及び個人住宅について計上した。

(i) 官公事業 官公事業のうち、国の企業特別会計については、各企業特別会計決定計算書に計上されている減価償却費をそのままとつた。なお、国有鉄道については、特別補充取替費を加えた。地方公共団体の公企業の減価償却費は、資料不備のため計上しなかつた。

(ii) 法人企業 一般産業については、暦年分として大蔵省調「法人企業統計年報」の固定資産減価償却費に、「同調査季報」の固定資産減価償却費のうちに占める有形固定資産の割合を乗じて有形固定資産の減価償却費を推計した。次に上記暦年分減価償却費を基礎とし、「季報」の有形固定資産残高の傾向により延長推計した29年1～3月分と27年度推計における28年1～3月分とを加減して28年度分を算出した。

金融保険業については、日銀調「経済統計月報」等の資料に計上されている有形固定資産の残高に平均5%を乗じて算出した。なお、同資料に計上されている固定資産減価償却費は無形固定資産減価償却費も含んでるので採用しなかつた。

### (b) 個人企業

(i) 農業 農林省調「農林統計表」等より農家一戸当たり農業所得

に対する減価償却費の割合を推算し、これを農業個人業主所得に乗じて推計した。

(II) 製造業、卸小売業 農林水産業以外の産業の個人業主所得の推計における減価償却費を採つた。

(III) 鉱業、建設業、運輸通信その他公益事業 適当な資料がないので、一応27年度推計における減価償却費を同業種の個人業主所得の傾向によつて延長推計した。

#### (e) 個人住宅

個人賃貸料所得推計の際に算出された減価償却費のうち個人住宅分を計上した。

#### (b) 資本偶発損

資本偶発損とは、民間及び政府の有形固定資産の火災、水害等による偶発的な損害のことである。損害保険と森林火災保険について推計した。

(i) 損害保険 日本損害保険協会調により正味支払保険金、責任準備金及び支払準備金の増加額を合計した。

(ii) 森林火災保険 国営林について「国有林野特別会計決定計算書」から森林火災保険の支払保険金をそのまま採つた。

(c) 経常費としてあてられた資本的支出  
資料の関係で推計していない。

#### (B) 間接事業税

「政府収入等」の項参照

#### (C) 補助金

政府の財貨とサービス購入額算出の過程における一般会計の控除項目のうち、価格調整費（食糧）と損失補償金等を補助金として決算書より求めた。

#### (e) 国民総支出

##### (i) 個人消費支出

個人や非営利団体（政府団体、労働組合等で個人にサービスを提供するものに限る）の財貨とサービスに対する支出であつて、家計調査の分類に従つて、飲食費、被服費、光熱費、住居費、雑費の5項目からなる。

##### (A) 飲食費（含酒、煙草）

従来推計の飲食費に今回新に学校給食費を加えた。これは振替所得に新たに学校給食費を加えたから、バランス上個人消費支出にも計上することとなつたためである。

学校給食費以外の飲食費は、27年度の推計額を基礎にして人的方法による推計額の27年度から28年度への傾向により延長推計した。

学校給食費は決算書より推計した。

##### (B) 被服費

28暦年の推計額を基礎にして、人的方法による推計額の28暦年に対する29年1～3月の傾向により29年1～3月分を暫定推計し、28年4～12月分に加えた。

##### (C) 光熱費

27年度の推計額を基礎にして人的方法による推計額の27年度から28年度への傾向により延長推計した。

##### (D) 住居費

住居費のうち地代家賃については、従来27年1～3月の推計を基礎に分配面の傾向で延長推計して来たが、今回、これを改め、分配面の総地代家賃から生産用分を控除して推計した。

地代家賃以外の住居費については、人的方法により住居費を推計し、これから住居費中に占める地代家賃の比率を乗じて算出した地代家賃を控除して推計した。

##### (E) 雜費

人的方法によつて、非農家及び農家につきそれぞれ推計し、合算した。

非農家は都市と郡部に分けて求めた。すなわち、統計局調「家計調査」の全都市と小都市の一帯当たり雑費支出金額を求め、都市については、右の全都市一帯当たり金額に「国勢調査」と「労働力調査」から求めた都市世

帶数を、郡部については、小都市一世帯当たり金額に郡部世帯数を、それぞれ乗じて都市支出金額、郡部支出金額を求めた。

農家については、「農家経済調査」の家計支出中の雑費に後記のような修正を加えて推計した24年度の計数を基礎として、全府県一世帯当たり支出金額に農家戸数を乗じたものを指数化し、延長推計した。

24年における修正は、「農家経済調査」の調査対象が比較的大農家にかたよっている傾向があるので、階層別、地区別に、それぞれ支出金額に戸数を乗じたものを加算して求めた。

次に、これに、帰属利子、官公立学校授業料収入等について以下に述べるようにして推計したものを加算又は控除した。

(a) 金融機関等の帰属利子 金融機関の帰属利子に生命保険会社の帰属サービスを加算したものである。金融機関の帰属利子は金融機関の損益計算書から受取利子と支払利子の差額をとり、帰属サービスは生命保険会社の損益計算書から純収入を求めた。

次に、今回新に控除項目として(b)～(d)を推計した。

(b) 官公立学校授業料及び入学検定料 決算書及び「地方財政概要」から推計した。これは個人税外負担として財政に計上されており、他方、個人消費支出の雑費の中にも含まれているので、バランス上財政計上分を控除して調整する必要があるからである。

(c) 社会保険料被傭者負担分 厚生省保険局調「事業月報」等より求めた。雑費の中には、社会保険料の個人負担分が含まれているが、他方、この個人社会保険負担分は個人所得の側では控除されるので、バランス上個人消費支出計上分を控除して調整する必要があるからである。

(d) 国立病院一般診療費 決算書より求め、これに厚生省調による比率を乗じて一般診療分を推計した。これも(b)同様個人税外負担として計上されており、雑費の中にも含まれているので、財政計上分を控除してバランス上調整する必要があるからである。

(e) 本邦人海外純消費 大蔵省調「国際收支」の貿易外項目のうち、旅行者消費の受払差額であるが、今回外交団の消費も加えることとし

た。

## (2) 国内民間総資本形成

国内において、政府による資本形成以外の、すなわち、個人及び民間企業による資本形成の総額であつて、個人住宅建設、民間企業による生産者耐久施設の形成及び在庫品の増加からなつており、後二者は、法人企業によるものと個人企業によるものとに分けられている。

### (A) 個人住宅

建設省調「建築動態統計」より、個人建築物のうち居住専用建築物と農業以外の産業併用建築物の居住用部分（産業併用建築物のうち居住用部分の占める割合は、総理府統計局調「個人商工業経済調査」等の資料より、全国平均で全体の60%として推計した）とを合計したものを個人消費用住宅とした。さらに、着工工事額の過少申請、狭少面積建築の統計洩れ等に対し、従来の推計方法と同じく30%増を見込んだ。

なお、農業併用建築物は、全部個人企業の農業生産施設とみなして、この項には計上しなかつた。

### (B) 法人企業

#### (a) 生産者耐久施設

資料の関係により一般産業と金融保険業別に推計してそれらを合計した。

#### (i) 一般産業

暦年について、大蔵省調「法人企業統計調査」の「季報」より有形固定資産（同調査における土地、建物、機械装置及びその他有形固定資産）の純増（新設－減価償却費）の28年12月末残高に対する割合を求め、これを同調査の「年報」の残高に乗じて純生産施設を求め、これに「調整項目」の項において推計済の有形固定資産の減価償却費を加えて総生産施設とした。

次に、年度については、上記暦年から27年度推計における28年1～3月分を差引き、次の方法により求めた29年1～3月分を加算して算出した。すなわち、29年1～3月分については、「季報」の1～3月分よ